

番号	1. ①
項目	<p>今後の学校休業やその後の学校再開については、子どもや家庭の状況、学校現場の実情を十分把握し尊重した上で、関係機関としっかり協議して決定してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」において、幼児児童生徒について、感染が判明した場合または濃厚接触者と認定された場合、濃厚接触者の特定及び消毒等のため、必要な期間、学校園の臨時休業を行う（学校園が区保健福祉センターや学校（園）医と相談した結果を踏まえ、学校園の臨時休業を行わない、もしくは特定の学年、学級のための臨時休業に替えることができる）こととしております。</p> <p>また、感染により出席停止となった幼児児童生徒が属する学級については、当該学級における濃厚接触者を含む出席停止者の割合が、めやすとして15～20%を上回る場合、濃厚接触者が保健所等に提示された期間をめやすとして、学校（園）医と相談した結果を踏まえ、学級休業を行うこととしております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当（保健体育） 電話：06-6208-9141

番号	1. ②
項目	<p><u>教職員自身の安全を確保しつつ、子どもたちの実態に即した適切な支援が行えるよう、マスク・消毒液の配付、スペースの確保等、緊急時の人定配置・物的措置を適切に行ってください。また全教職員のPCR検査を定期的実施してください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>子ども、教職員ともに安全を確保するために策定した「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」では、国の「新しい生活様式」を踏まえた学校園の行動基準をお示ししておりますが、現時点の地域の感染状況から、通常の学級編成とし、幼児児童生徒の間隔を1mをめやすに学級内で最大限の間隔をとるよう座席配置を工夫することとしています。</p> <p>また、感染防止対策として、来校者や学校医、教職員等の手指消毒用アルコールの緊急配付を行うとともに、マスクやフェイスシールド、防護用雨合羽等についても確保できた分を随時配付を行っています。</p> <p>児童生徒の学びや生活を支える人的支援につきましては、引き続き国へ要望していくとともに、今後も各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 保健体育担当（保健体育） 電話：06-6208-9141</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9138</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p>

番号	1. ②
項目	<p>教職員自身の安全を確保しつつ、子どもたちの実態に即した適切な支援が行えるよう、マスク・消毒液の配布、スペースの確保等、緊急時の人的配置・物的措置を適切に行ってください。<u>また、全教職員のPCR検査を定期的実施してください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>本市では疑似症例の定義に基づき、「発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの」や「医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑うもの」、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(令和2年5月29日版。国立感染症研究所感染症疫学センター)に示されている「濃厚接触者」等について順次、行政検査を行っております。</p> <p>また、保健所の調査により特定の集団や、組織等において、関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合は、当該集団や組織等に属する方についても行政検査を行います。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	1. ③
項目	<p>障がいのある子どもたちの命・くらしの安全が、緊急時においても保障されるよう、特別支援学級の学級定数改善や通常学級の 20 人以下学級の実現などの学校の条件整備を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>小・中学校の特別支援学級の学級編制基準は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、1 学級あたりの定員が 8 人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。</p> <p>小学校・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、公立高等学校の学級定員につきましては、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づいて、それぞれ 1 学級 40 人（小学校 1 年生は 1 学級 35 人）を基本として編制することとなっております。</p> <p>本市においてもその基準に基づき、各小・中学校から提出された「特別支援学級設置計画」を踏まえた学級編制を行っております。今後とも特別支援学級在籍児童生徒数の増加、障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい状況に応じた学級設置に努めてまいります。</p> <p>学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて国に対して要望を行っております。</p> <p>なお、大阪市は小学校 2 年生についても 35 人で学級編制を実施しているところです。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 学事課 電話：06-6208-9115 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009</p>

番号	2. ① (ア)
項目	障害種別による学級設置を遵守してください。
<p>(回答)</p> <p>特別支援学級設置に関しましては、各小・中学校長より提出された「特別支援学級設置計画に関する報告書」にもとづき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた適切な学級設置ができるよう努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	2. ① (イ)
項目	1 学級の定数を 8 名から 6 名に引き下げる等、大阪市の独自基準を策定してください。
<p>(回答)</p> <p>小・中学校の特別支援学級の学級編制基準は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、1 学級あたりの定員が 8 人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。</p> <p>特別支援学級の児童生徒が増加している現状のもとで、各校が一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導を推進していけるよう、本市としても、指定都市教育委員会協議会を通じ、学級編制の標準の引き下げについて国に対して要望するとともに、特別支援学級在籍児童生徒数の増加、障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい状況に応じた学級設置に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 教育委員会事務局 教務部 学事課 電話：06-6208-9115

番号	2. ① (ウ)
項目	学級設置相当数の教室を確保・整備してください。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数の増加、障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい状況に応じた学級設置及び教室の整備に努めてまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9097</p> <p>教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6208-9193</p>

番号	2. ① (エ)
項目	年度途中の在籍増にあたっては、学級の追加設置や加配教員の配置をしてください。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数が年々増加し、障がいが重度化・多様化していることをふまえ、障がい種別に応じた特別支援学級を設置し、必要な教員数の確保に努めています。児童生徒の障がい状況の変化等により、特別支援学級での学びが必要になった場合、本人や保護者のニーズに応じた支援ができるよう、学校からの要請により、巡回指導や教職員への研修を行うとともに、特別支援教育サポーターの配置等にも努めております。</p> <p>また、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	2. ②
項目	特別支援教育サポーターを整備・拡充してください。特別支援教育サポーターの賃金・労働条件を改善してください。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数の増加、障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい種別に応じた特別支援学級設置に努めております。加えて、校内における特別支援教育の充実に向け、これまで区役所と教育委員会がそれぞれが担っていた障がいのある児童生徒への支援事業について、令和2年度より特別支援教育サポーターとして一元化し、障がいのある児童生徒への授業中の個別支援や放課後等の課外活動、遠足などの校外活動、登下校支援を行うことで、各校の実態に応じた活用が図れるようサポーターの拡充を図っております。</p> <p>また、「特別支援教育サポーター」を会計年度任用職員として雇用し、職歴等に応じて報酬を決定するとともに、各種の社会保険制度（雇用保険、労災保険）につきましても、勤務日数等の状況に応じて適用し待遇改善を図っているところです。</p> <p>今後も各学校の状況を把握するとともに、児童生徒一人一人の障がい状況に応じた支援ができるよう、特別支援教育サポーターの適切な配置に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	2. ③ (ア)
項目	20人学級以下学級を実現してください。
<p>(回答)</p> <p>小・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて、公立高等学校の学級編制は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づいて、それぞれ1学級40人（小学校1年生は1学級35人）を標準として編制することとなっております。</p> <p>学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて国に対して要望を行っております。</p> <p>なお、大阪市は小学校2年生についても35人で学級編制を実施しているところです。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114

番号	2. ③ (イ)
項目	特別支援学級在籍者を含めた人数が、定数（35人・40人）を超えることがないように学級編制を行ってください。
<p>(回答)</p> <p>小・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて、公立高等学校の学級編制は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づいて、それぞれ1学級40人（小学校1年生は1学級35人）を標準として編制することとなっております。</p> <p>学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて国に対して要望を行っております。</p> <p>なお、大阪市は小学校2年生についても35人で学級編制を実施しているところです。</p> <p>小学校・中学校の特別支援学級の学級編制については、1学級あたり8人を標準として編制することとなっており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。</p> <p>本市としては、インクルーシブ教育システムを推進する観点より、通常学級において特別支援学級の児童生徒が学ぶ機会が増えていることから、通常学級の学級編制にあたっては、特別支援学級の児童生徒を加えて学級編制されるよう、指定都市教育委員会協議会を通じて国に対して要望しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114

番号	2. ④
項目	<p>年度当初の学級設置ならびに、年度途中の教員の長期休暇・休職等に際して、特別支援学級担任に欠員が生じないよう、講師配置を速やかに行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>各学校の実情・実態をより精緻に把握し、講師確保を計画的かつ速やかに行う等、講師の速やかな配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	2. ⑤
項目	就学・進学相談にあたっては、特別支援学校を含む多様な学びの場について情報提供を行うとともに、手厚い相談・支援が行えるよう体制を整備してください。
<p>(回答)</p> <p>就学・進学に関する相談につきましては、インクルーシブ教育推進室に特別支援学校等での管理職経験のある専門性の高い相談員を配置し、電話や来所による相談に応じております。相談の際には、本人、保護者の思いに寄り添いながら障がい状況をふまえた特別支援学校を含む多様な学びの場に関する情報提供に努めております。今後も引き続き大阪府教育庁とも連携し、障がい状況をふまえながら本人、保護者のニーズに応じた支援が行えるよう適切に対応してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	2. ⑥ (ア)
項目	<p>転校にあたって必要な手続きを希望者に明らかにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪府立支援学校への転校に関しましては、本人・保護者の意向を尊重し、障がいの状態の変化や支援の内容、支援体制、友人関係や指導の継続性をふまえながら、本人の成長のためには、どのような学びが適しているかを大阪府教育庁とも協議を行いながら対応しております。</p> <p>転学につきましては、障がいのある子どもにとって、環境が大きく変わるため、子どもの発達や適応の状況、必要となる支援や配慮等を保護者、関係者間で慎重に検討する必要があります。</p> <p>特別支援学校への転校に関する手続きにつきましては、在籍している小・中学校を通じて、本人、保護者に必要な情報を提供するとともに、本市教育委員会のホームページにも「大阪市の就学相談」として掲載しており、今後も引き続き大阪府教育庁と連携を図りながら学校見学や教育相談を適切にすすめてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	2. ⑥ (イ)
項目	学校見学や就学相談が随時できるよう府教育委員会に働きかけてください。
<p>(回答)</p> <p>大阪府立支援学校への転学に関する相談につきましては、本人・保護者の意向を尊重し、障がいの状態の変化や支援の内容、支援体制、友人関係や指導の継続性をふまえながら本人の成長のためには、どのような学びが適しているかを大阪府教育庁と協議を行いながら、適切に対応してまいります。</p> <p>学校見学や教育相談につきましても、本人の教育を第一に考え、大阪府教育庁とも随時連携し、適切に対応してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	2. ⑥ (ウ)
項目	特別支援学校への転校が可能なことを各校に周知してください。
<p>(回答)</p> <p>大阪府立支援学校への転学に関しましては、本人・保護者の意向を尊重し、障がいの状態の変化や支援の内容、支援体制、友人関係や指導の継続性をふまえながら、本人の成長のためにはどのような学びが適しているかを大阪府教育庁と協議を行いながらすすめております。</p> <p>転学につきましては、各校園に配布しております就学に関するリーフレット「大阪市の就学相談～障がいのあるお子様のよりよい就学に向けて～」を、教育委員会のホームページにも掲載しております。また、教職員においては、4月にあります事業説明会や校長会等を通じ、特別支援学級による指導をはじめ、多様な学びの場について説明を行っております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	2. ⑦
項目	障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される、「学校安心ルール」を、即時に廃止してください。
<p>(回答)</p> <p>「学校安心ルール」(スタンダードモデル)は、児童生徒が「やってはいけないこと」と、これに対して「学校等が行うことができる措置」を具体的に示したものです。「学校安心ルール」は、児童生徒を罰することが目的ではなく、ルールをあらかじめ明示することにより、児童生徒がしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができる力の育成をめざしています。各校の「学校安心ルール」については、スタンダードモデルを基に、学校の実情に応じてカスタマイズし、運用できるようにしております。また、「学校安心ルール」の運用における再評価のために配慮する点等をまとめたQAを示し、令和2年9月17日に各校に通知したところです。そのQAでは、課題を抱える子どもに対する配慮として、「個に応じた対応となりますので、必ずしも、このルール表に縛られるものではありません。学校が子どもの特性に応じた指導や対応を行っていくことについては、被害側にも理解を求める必要があります。そのことは学校安心ルールの趣旨にも合致しています。」と示しております。</p> <p>今後も、各学校の「学校安心ルール」の適切かつ効果的な活用推進に努め、児童生徒の安全・安心と教育を受ける権利の保障に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導) 電話：06-6208-9174

番号	3.
項目	すべての小・中・高等学校に子どもたちがクールダウン等のために使える教室や「居場所」をつくり、子どもたちをいつでも受け入れられる教職員の体制を確保してください。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会では、すべての子どもにとって学びやすく、居心地の良い安心感に包まれた校内環境、教室環境、学習環境づくりを進めるために「ユニバーサルデザイン化のための環境整備リーフレット」を作成し、各校に周知しております。また、子どもたちが安心して落ち着いて学べるよう「授業のユニバーサルデザイン」化についても巡回指導や教員への研修を通して、各校を支援しております。</p> <p>引き続き、児童生徒の受け入れに関し、教職員の体制確保に向け、必要な特別支援学級の設置や特別支援教育サポーターの配置等にも努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 高校教育担当 電話：06-6208-9189 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	4.
項目	<p>学校給食の献立や形状などを味覚過敏や臭覚過敏等の特性や苦手さのある児童生徒に配慮した内容にし、弁当持参を求めることがないようにするなど、一人ひとりに合った合理的配慮のある給食を実施してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市ではすべての学校で「学校給食標準献立」に基づき、統一した献立により給食を実施し、また文部科学省が示している「学校給食衛生管理基準」に沿って、本市が作成した「給食調理・衛生管理マニュアル」に従い、給食調理・衛生管理を行っております。合理的配慮の必要のある児童生徒の対応につきましては、個別に実態把握を行い、保護者と相談のうえ、実施内容や方法について検討し、喫食しやすい形状の工夫を行っているところです。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 保健体育担当（給食） 電話：06-6208-9143 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009</p>

番号	5.
項目	<p>放課後等デイサービスやいきいき、放課後育成クラブと学校との連携を積極的に行ってください。放課後の事業所や学校との「サービス調整会議」や「ケア会議」等に学校側からも積極的に参加するように学校長への指導・助言を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい児に対する支援に係る教育機関との連携については、厚生労働省及び文部科学省より、学校と障がい児通所支援事業所や障がい児相談支援事業所等の緊密な連携を図るとともに、個別の教育支援計画等と障がい児支援利用計画等の連携を積極的に進めるべきとされているところであり、本市におきましても、福祉部局と教育部局とが連携しながら、障がい児支援に関する施策を進めているところです。また、特別支援教育に係る管理職向け説明会、園長会や校長会を通じて、園長や校長を対象に、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業等の障がい児通所支援についての説明を行い、各校での連携の状況について把握に努めています。</p> <p>障がい児を支える関係機関と学校とが、本人・保護者の願いをふまえて適切に連携し、よりよい支援が行われるよう、引き続き校長への理解啓発に努めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p> <p>子ども青少年局 企画部 青少年課 電話：06-6208-8162</p> <p>教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009</p>

番号	6.
項目	<p>発達障害、読み書き障害のある生徒たちの高校受験にあたっては、中学校での配慮措置の有無にかかわらず、本人・保護者からの申し入れに基づき、必要な配慮措置（合理的配慮）を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>入学者選抜における配慮措置は、中学校での学校生活においても必要な措置であると考えます。</p> <p>大阪府公立高等学校入学者選抜配慮要項では、病気・負傷や障がいのある生徒について、中学校長が、本人及び保護者と十分に協議し、個々の状況に応じて、学力検査時間の延長や代筆解答等を教育委員会に申請することとされております。</p> <p>本市教育委員会といたしましては、配慮事項に対する合理的配慮の項目の拡充については引き続き大阪府教育庁と連携してまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（第2教育ブロック）</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9152</p>

番号	7.
項目	グループホームの新規開設に際して、介護度の高い利用者が安心して生活できる施設・設備を整備するための土地購入費、建物建設・購入費、消防設備設置費（自火報やスプリンクラーなど）等の補助額・適用対象施設数を拡大してください。
<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、グループホームは障がい者の地域生活を支える重要な社会資源であるとの認識にたち、グループホームの設置を促進するため、市内で新規に整備を行う障がい者グループホームに対し、国の社会福祉施設等施設整備費補助の対象外である、住宅の賃貸借、購入、住宅改造に関する補助、備品購入にかかる経費の補助を実施しているところです。また、強度行動障がいのある方については、受け皿となるグループホームに対して、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る改造費補助を設け、グループホームにおいて強度行動障がいのある方を受け入れやすい環境を整備しているところです。</p> <p>障がい者の重度化・高齢化を踏まえ、障がい者の地域移行を進める観点から、グループホームにおいて、重度障がい者や高齢障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると認識しており、国に対しては、適正な報酬単価の設定を行うなどグループホームの報酬を引き上げること、今後もグループホームの設置を推進できるよう対策を講じるとともに、円滑な設置が進むよう事業者の必要経費等に対し、十分な補助を行うための財政措置を講じることを引き続き要望してまいります。</p> <p>スプリンクラー等の消防設備の設置義務につきましては、建築基準法上の取扱いに関する府下の申し合わせを行い、市消防局においては消防設備等の設置に係る特例基準が設けられているところであり、本市指定グループホーム事業者の対応状況等については、定期的に設置状況調査を実施し、把握を行っているところであり、今後も引き続き、グループホームに入居される障がい者の方々が地域で安全・安心な生活を送ることができるよう、各関係機関と連携しながら状況把握に努めてまいります。</p> <p>スプリンクラーの設置につきましては、令和2年度も継続されている国の社会福祉施設等施設整備費補助金を引き続き活用していくとともに、本市においても、平成30年度より賃借及び購入した家屋の住宅改造のうちスプリンクラー設備の設置にかかる工事費補助を実施しているところです。入居者がグループホームでの暮らしを安心して継続することができるよう、また、安定した事業運営が図られるよう、必要な対策及び十分な財政措置を講じることが講じるよう国に対して引き続き要望してまいります。</p> <p>また、今後も引き続き、グループホームを取り巻く本市状況を踏まえながら、本市補助制度の内容について検討を行い、設置促進及び既存グループホームの存続に取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 ファックス：06-6202-6962

番号	8.
項目	障害福祉サービス事業所において、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、利用者、職員がPCR検査を必要に応じて受けられるようにしてください。
<p>(回答)</p> <p>本市では疑似症例の定義に基づき、「発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの」や「医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑うもの」、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（令和2年5月29日版。国立感染症研究所感染症疫学センター）に示されている「濃厚接触者」等について順次、行政検査を行っております。</p> <p>また、保健所の調査により特定の集団や、組織等において、関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合は、当該集団や組織等に属する方についても行政検査を行うこととしております。</p> <p>なお、高齢者や基礎疾患を有する者は重症化リスクが高い特性があることから、早期発見の取組強化が重要であり、本市においても大阪府及び本市関係部局と連携しながら対応してまいりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986 ファックス：06-6202-6962 健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	9.
項目	<p>居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため利用者からの希望に応えることができないケースが多く、支給時間があっても利用できない状況です。ヘルパー不足状態を解消するためにも、安心して働き続けられる報酬単価となるよう国に強く要望を続けると同時に大阪市としての対策を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい者の居住地の地域性や生活実態に即したサービス水準が保てるとともに、障がい福祉サービス等事業者が適切な支援を安定して実施できるよう、本市としても国に対してサービス提供の現状に基づく様々な事業報酬の改善等を要望しているところです。</p> <p>今後とも、障がいのある方に対するサービスを安定的に提供するために、居宅介護事業所等において十分な職員配置が行えるよう、引き続き報酬の改善を要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 ファックス：06-6202-6962</p>

番号	10.
項目	<p>新型コロナウイルス等の感染症にヘルパーや施設職員が罹患した場合、さらに深刻な人材不足が発生して利用者の生活が崩壊します。しっかりした身分保障を整えヘルパーの増員を図るとともに、感染症に罹患の際、安心して治療に専念できるようにしてください。また利用者には、代行ヘルパーを派遣するなどの仕組みを作ってください。そのために災害時等も含めた緊急時に対応できるシステムについて検討してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>入所施設やグループホーム、訪問系事業所の職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生し、当該施設または同一法人内で可能な限りの調整をしたうえで、それでも、障がい福祉サービスを継続して提供するために必要な職員体制が確保できない場合や、保護者や介護者が新型コロナウイルス感染症を発症し入院等となったことで、濃厚接触者となった障がい児者に対して新たにサービス等の提供が必要となった場合に備えて、本年8月に実施した「新型コロナウイルスの感染の発生に備えた対応等の自主点検及びアンケート調査」の結果をもとに、障がい福祉サービス事業所等間の相互連携が可能となるよう取組みを進めております。</p> <p>また、利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った事業所に対して、国の第1次補正予算における「障害福祉サービス等事業者に対する継続支援事業」等を活用することで、通常障がい福祉サービスの提供時では想定されないかかり増し経費について補助を実施することとしておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしく願いいたします。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986 ファックス：06-6202-6962</p>

番号	11.
項目	<p>大阪市の同行援護事業において、必要に応じて51時間を超えて利用できるよう、制度を見直してください。また、基礎疾患のある視覚障害者が、ホームヘルパーを利用している場合においても、必要に応じてガイドヘルパーに単独で遠方への買い物を依頼できるなど、柔軟な対応が可能となるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、同行援護について、一月あたり障がい者（18歳以上）については51時間の支給基準時間を設けております。</p> <p>一月あたりの支給量については、面接等聴き取りにより生活状況や障がい状況の確認及び必要とするサービス時間を勘案し、支給基準時間の範囲内で必要量について決定することを基本としています。支給決定時間を超える場合は、区役所と福祉局で協議を行い、その後、区役所の審査会に諮った後支給決定することとなります。</p> <p>また、ホームヘルプ（居宅介護）の家事援助のサービスを利用されている場合の取扱いについて、新型コロナウイルスの臨時的な取扱いに関する国の通知においては、家事援助により日常生活等に必要なお買い物の代行が可能のため、同行援護のガイドヘルパーによる買い物の代行はできない旨が示されております。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 ファックス：06-6202-6962</p>

番号	12.
項目	児童を対象にした相談支援事業所を増やし、児童への相談支援体制を充実してください。
<p>(回答)</p> <p>児童が、様々な障がい福祉サービス等の中から、保護者の意向やその障がい特性、発達段階に応じた支援を利用し、将来にわたって地域の中で自立した暮らしを続けていくために、相談支援事業所が担う役割は大きいと考えています。相談支援事業所の開設促進に向け、これからも各区地域自立支援協議会や区障がい者基幹相談支援センターなどと連携し、サービス提供基盤の整備に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076 ファックス：06-6202-6962

番号	13.
項目	<p>児童対象の移動支援の事業所を増やしてください。また、トイレや着替えなど、必要に応じて同性介護が保障できるように支援体制を充実してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市における移動支援事業については、平成18年10月から、それまでの支援費制度における居宅介護事業の中の移動介護サービス（ガイドヘルパー）として実施していた事業を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく地域生活支援事業（国の補助金事業であり裁量的経費）の一つとして実施しております。</p> <p>移動支援事業は障がい者の社会参加や地域生活において必要不可欠な支援であり、障がいのある児童の外出ニーズに即したサービス水準が保てるとともに、障がい福祉サービス事業所において適切な支援を実施できるよう、国に対して財源措置を講じるよう要望しているところです。移動支援事業の充実にあたっては、障害者総合支援法で法定給付として明確に位置づけて実施することが重要であると考えており、国に対し、地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等についても要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 ファックス：06-6202-6962</p>

番号	14.
項目	<p>移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けて支援策を講じてください。障害のある人が、通勤や通学、日中活動の場への移動等社会生活を行う上で必要な移動支援を、個別給付の事業として新たに設けるよう国に要望するとともに、大阪市として独自に支援策を講じてください。また、1か月単位の利用時間ではなく、他市で実施しているように3か月単位で繰り越し利用ができるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としております。</p> <p>通学、通所など「通年かつ長期にわたる外出」については基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により通学や通所が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間の利用を可能とし、日中活動の継続を支援できるように努めています。</p> <p>本市としましては、今後の国の動向を注視しつつ、他の指定都市等と連携しながら移動支援事業を個別給付とするよう国に対し働きかけるとともに、個別給付化にあたっては通所や通学等にかかる外出について、福祉政策のみならず、関係省庁が役割分担や連携について早急に調整し、具体化するよう引き続き要望してまいります。</p> <p>また、大阪市では、移動支援について、一月あたり18歳以上の障がい者は51時間の支給基準時間を設けております。</p> <p>一月あたりの支給量については、面接等聴き取りにより生活状況や障がい状況の確認及び必要とするサービス時間を勘案し、支給基準時間の範囲内で必要量について決定することを基本としております。また、移動支援の請求処理については大阪府国保連と本市で連携して行っておりますが、支給決定時間の繰り越し利用等については電子システムの改変など広範な影響があることから、今後事業の実施状況等を踏まえながら、制度変更の可否について検討を進めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 ファックス：06-6202-6962</p>

番号	15.
項目	入院時コミュニケーション支援事業の対象者や支援内容を拡大して、個々のニーズに対応した制度に充実させてください。
<p>(回答)</p> <p>本市では、意思疎通が困難な重度の障がい者が医療機関に入院する場合に、本人の希望によりコミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的として、平成20年10月から大阪市重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業を実施しています。</p> <p>平成26年4月からは、これまで障がい支援区分6の方に限られていた対象者を見直し、区分6以外の方であっても、重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業の対象者要件に該当し、本事業による支援が必要と認められる場合には対象者とするよう制度の充実を図ってきたところです。</p> <p>平成30年4月からは、国において制度改正があり、重度訪問介護を利用し、かつ障がい支援区分6の方については、重度訪問介護サービスの中で病院等に入院中にコミュニケーション支援等のサービスを利用することが可能となりました。</p> <p>本事業は、コミュニケーションの必要な方に対して、入院時における支援を途切れさせることなく治療にかかるコミュニケーションを確保するための大切なサービスであると考えており、今後とも必要なサービスを提供できるように努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 ファックス：06-6202-6962

番号	16.
項目	地域活動支援センターの委託料や各種加算を実態に応じて引き上げてください。
<p>(回答)</p> <p>地域活動支援センター事業（活動支援A型）の委託料については、平均利用人数の実績を基礎として、利用人数規模や事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役員等にかかる経費の積算に基づき算定しております。</p> <p>また、運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう支援に努めており、今年度においては物価状況等を考慮し基本委託料の引き上げを行いました。</p> <p>今後も地域活動支援センターの安定した運営が損なわれないようひきつづいて委託料の確保について努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 ファックス：06-6202-6962

番号	17.
項目	<p>政令指定都市の中で唯一大阪市には、身体障害者福祉法第34条に基づく聴覚障害者情報提供施設が整備されておらず、コンプライアンス（法令順守）が果たされていません。映像ライブラリーや視覚的情報の発信のほか、手話通訳者養成事業などを拡充するための拠点（施設）として聴覚障害者情報提供施設を早急に整備してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では身体障害者福祉法第34条に基づく施設の役割と同等の事業である手話通訳者派遣事業や手話奉仕員養成事業等を、聴覚障がい者の方に対して実施しているところであります。</p> <p>現在、本市において聴覚障がい者情報提供施設の設置予定はありませんが、引き続き、聴覚に障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081 ファックス：06-6202-6962</p>

番号	18. ①②③
項目	<p>①日常生活用具のベッドなどは、身体や障害の状況に応じて変更が必要です。一律に耐用年数を決めずに臨機応変に対処してください。また、レンタル方式も検討してください。</p> <p>②紙オムツなどの支給は、障害により継続的な使用が必要な場合は、原因疾患によらず支給してください。</p> <p>③視覚障害者がガイドヘルパーやホームヘルパーを利用する際、感染拡大予防のために検温が求められているにも関わらず、視覚障害者の日常生活用具である音声体温計が入手困難となっています。希望する視覚障害者に早急に給付されるよう、大阪市として現状と課題を把握し必要な対策を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>①日常生活用具については、それぞれに耐用年数を設定しており、同一の用具の再支給は、耐用年数を経過していることを原則としていますが、障がい状況の変化や本人の責任に拠らない事情により亡失・棄損した場合は、例外的に、新たに必要と認められる用具を再支給できることとしています。</p> <p>②紙おむつについては、給付対象者の要件を、ぼうこう・直腸機能障がい者でストマ用装具を装着することができないなど紙おむつが必要な方や乳幼児期以前に発生した非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、紙おむつを必要とする方としていましたが、平成30年4月より下肢機能障がい又は体幹機能障がいの2級以上で、かつ知的障がい、音声・言語機能障がい、呼吸機能障がい起因となり排尿もしくは排便の意思表示が困難な方や難病等のある方でその疾病が起因となり下肢機能又は体幹機能に障がいがあり、かつその疾病が起因となり排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、紙おむつを必要とする方について給付対象者とするところとしました。</p> <p>③新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、視覚障がい者用体温計（音声式）を含む体温計については、医療機関をはじめ、広く感染対策が進む中で急激に需要が高まり、現在、市場では品薄となっています。体温計の安定供給には今暫く時間を要することが考えられますが、各メーカーが供給に努めておられますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>日常生活用具の種目や耐用年数、要件等については、その目的をふまえながら、引き続き、市場や他都市調査、専門家からの意見聴取等を行い、検討してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986</p> <p>ファックス：06-6202-6962</p>

番号	19.
項目	<p>介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。 介護保険の対象となった障害者（40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者）が、障害者福祉か、介護保険制度を使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、利用するサービスが介護保険（総合事業を含む）の対象であっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、利用者が必要としている支援内容が介護保険サービスにより対応可能か否かを適切に判断することとされています。</p> <p>そのためにも、利用者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは要介護認定等の申請を行っていただき介護保険サービスをどの程度利用できるかを把握することが適切であるとされております。</p> <p>よって、要介護認定等の申請を行わない方に対し、申請しない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して自立支援給付及び介護保険制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。</p> <p>本市におきましては、各区の自立支援給付及び介護保険制度の担当者に対して研修を実施し、介護保険の対象となった障がい者であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険サービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。</p> <p>今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して介護保険サービスを一律に優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について利用者の理解が得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 ファックス：06-6202-6962</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ）電話：06-6208-8059 ファックス：06-6202-6964</p>

番号	20.
項目	新型コロナウイルスに関わる様々な情報や対応策について、障害児者・家族に対して正確でわかりやすい情報提供を行ってください。
<p>(回答)</p> <p>「新型コロナウイルス感染症への対応等について」や「障がい福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染防止策について」などの新型コロナウイルス感染症に係る市民のみなさまへの情報提供につきましては、大阪市ホームページを活用し、広く市民のみなさまにお知らせしているところですので、引き続きご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986 ファックス：06-6202-6962

番号	20. 21. 22. 25.
項目	<p>20. 新型コロナウイルスに関わる様々な情報や対応策について、障害児者・家族に対して正確でわかりやすい情報提供を行ってください。</p> <p>21. <u>新型コロナウイルス感染症に関して聴覚障害者が大阪市保健所の窓口へ相談する際、FAXでの文書送信が求められますが、文字コミュニケーションが苦手な聴覚障害者もおり対応が困難な事態も発生しています。このような聴覚障害者に対応するための措置を講じてください。</u>また、医療機関への受診案内に関して、手話通訳派遣や遠隔手話サービスの手配も含め、迅速に対応できるようにしてください。</p> <p>22. 新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について、聴覚障害者の連絡手段確保のため、電話・FAX・メールの3つをセットにした相談窓口を設置してください。</p> <p>25. 検査や医療の提供に際して障害児者が排除されないよう、受け入れ医療機関の整備を早急に進めてください。検査で陽性となり隔離・入院する際、家族に介護負担を求めることのないよう、必要な措置を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、新型コロナウイルス感染症にかかる大阪市内の発生状況などをホームページ上に公開し、市民の皆様に対して情報提供を行っています。</p> <p>大阪市保健所では、新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）を設置し、電話やFAXで相談を受け付けております。また、大阪市ホームページからメールでのお問い合わせも受け付けておりますが、これらでの対応が難しい方については、それぞれの相談者の状況を考慮し、手話通訳派遣など適切な案内に努めてまいります。</p> <p>患者の入院・宿泊療養先の手配については、大阪府に設置されている新型コロナウイルス感染症に係る入院フォローアップセンターと連携し、それぞれの症状や状況をふまえて、受入医療機関や宿泊療養施設を調整することで、すみやかに入院・療養していただけるようになっております。</p> <p>(項目 21. については下線部について回答)</p>	
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	21.
項目	<p>新型コロナウイルス感染症に関して聴覚障害者が大阪市保健所の窓口へ相談する際、FAXでの文書送信が求められますが、文字コミュニケーションが苦手な聴覚障害者もおり対応が困難な事態も発生しています。このような聴覚障害者に対応するための措置を講じてください。<u>また、医療機関への受診案内に関して、手話通訳派遣や遠隔手話サービスの手配も含め、迅速に対応できるようにしてください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>新たに、新型コロナウイルスに感染又は疑いのある方への対応とし、患者等にタブレット端末を貸し出す取り組みを行うこととしており、福祉局において関係先と調整を行っているところです。また、手話通訳派遣や遠隔手話サービスについて、福祉局と大阪市保健所が連携して、迅速に対応できるよう努めて参ります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081 ファックス：06-6202-6962</p>

番号	23.
項目	新型コロナウイルス感染症に係る社会福祉施設等への応援職員について、派遣終了後PCR検査を受けられるようにしてください。
<p>(回答)</p> <p>職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生し、当該施設または同一法人内で可能な限りの調整をしたにも関わらず、障がい福祉サービスを継続して提供するために必要な職員体制が確保できない場合に、応援職員として勤務いただいた支援員等の方には、国通知「障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染者発生時の検査体制について」に基づき、派遣終了後に行政検査の対象となるよう関係機関との連携に努めるとともに、民間の医療機関等で実施されているPCR検査などもご活用いただくこととしております。</p> <p>なお、検査費用については、国の第1次補正予算における「障害福祉サービス等事業者に対する継続支援事業」等を活用することで通常の障がい福祉サービスの提供時では想定されないかかり増し経費について補助を実施することとしておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986 ファックス：06-6202-6962

番号	24.
項目	インフルエンザ予防接種について、優先接種対象に子どもや障害児・者も含めるとともに、接種費用の補助を行ってください。
<p>(回答)</p> <p>本市としましては、疾病の発生・まん延防止、国民の健康保持の観点から、ワクチンで防げる疾病については、可能な限り定期接種化すべきであり、既に定期接種となっているワクチンも含めた抜本的な制度の見直しを行い、地方公共団体の財政力によって予防接種事業に格差が生じることのないよう、国の責任により一元的に実施し、必要な財源をすべて確保することが国の責務であると考えています。</p> <p>今後も引き続き、他の政令指定都市と連携して、国に対して働きかけてまいります。</p>	
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0656

番号	26.
項目	<p>重度障害者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻すとともに、中軽度障害者も対象にしてください。償還払いの負担を当事者や家族に押し付けることのないよう適切な措置を講じてください。事務センターが償還事務をしていますが、償還が半年以上(人に寄っては、10 か月間以上)も遅れているので、せめて、当初の3～4 か月で償還されるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪府において、重度障がい者医療費助成を始めとする福祉医療費助成制度に関して、対象者や助成の範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図るため、平成30年4月診療分から制度の変更が行われました。</p> <p>本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え府とともに制度の変更を行ったものですので、ご理解頂きますようお願い致します。</p> <p>なお、本市では従前から大阪府市長会を通じて国に対し、国の制度として福祉医療費助成制度を創設するよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後も引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、大阪市医療助成費等償還事務センターでは、府外受診や複数医療機関を受診されるなどによる月額上限超過について、ご申請に基づき償還払いを行っております。</p> <p>償還払いにつきましては、現在、不備があるもの等を除き、申請から支払いまでにおいて、通常の処理期間内(約2～3か月)で事務処理を行っております。</p> <p>なお、平成31年4月診療分からは、医療証を使って支払った医療費の額が、月額上限額(3,000円)を超過した場合に、一度手続きすればその後は手続きなしに自動的に払い戻しを行う自動償還払いを取り組んでおります。</p> <p>今後、より一層、償還払いの事務処理が円滑に進められるよう努めてまいりますので、ご理解くださいますよう、よろしくようお願い申し上げます。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課 (医療助成グループ) 電話：06-6208-7971 ファックス：06-6202-4156</p>

番号	27.
項目	<p>聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年6月12日公布)が制定されました。聴覚障害者の電話の利用の円滑化を図るため、大阪市が主導して公共施設に手話対応型公衆電話ボックス(例「手話フォン」など)を設置してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>聴覚・言語に障がいのある方々の自立した日常生活及び社会生活の確保やコミュニケーション手段の確保の重要性については本市としても認識しております。</p> <p>手話対応型公衆電話ボックスの設置等につきましては、聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化のために、他都市の動向に注視しながら、本市所管施設に対して、働きかけて参ります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081</p> <p>ファックス：06-6202-6962</p>

番号	28.
項目	<p>長居障がい者スポーツセンターは老朽化がいつそう進んでおり、早急な建て替えが必要です。建て替えに当たっては、広く障害当事者団体や各種サークルをはじめ、利用者の意見聴取を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>長居障がい者スポーツセンターは、昭和49年に全国で初めて開設した障がい者専用のスポーツ施設であり、開館から46年が経過し、施設の老朽化が進む中、これからの障がい者スポーツ振興とスポーツ施設のあり方について、昨年度より学識経験者をはじめ、障がい者団体、障がい者スポーツ関係団体のほか、有識者の方々にご参画いただき、検討を進めております。</p> <p>(令和2年10月22日時点)</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075</p> <p>ファックス：06-6202-6962</p>

番号	29.
項目	<p>「大阪市介護人付無料乗車証」において、希望者にはＩＣカードのものを発行してください。また、全国の交通機関において共通に使用できる障害者割引に対応した交通系ＩＣカードを発行するようＪＲ西日本に働きかけてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市介護人付無料乗車証のＩＣカード化については、導入するにあたり各種券種に応じたシステム開発経費や交通事業者の改札機改修費等の多額コストが見込まれます。</p> <p>また、Osaka Metro は阪急電鉄（株）等の電鉄会社と相互乗り入れを行っておりますが、本市が発行する「大阪市介護人付無料乗車証」の発行対象者は、身体障がい者手帳等の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄記載の「第１種」と同一ではないため、相互乗り入れ先で乗降車される場合、一旦下車しないと相互乗り入れ先の割引措置を受けることができないといった技術的な課題がございます。</p> <p>そのため、現時点で導入することは困難であると判断しているところですが、障がいのある方等の自立と社会活動への積極的な参加を促進するという、本制度の目的をより一層果たしていくため、ＩＣＴ化の進展も注視しながら、今後とも利用者が利用しやすい制度運営に向けて、Osaka Metro 及び大阪シティバス株式会社との連携に努めてまいります。</p> <p>なお、障がい者向け交通系ＩＣカードの作成については、西日本旅客鉄道株式会社のサービスとなりますことから本市が民間事業者のサービス拡充について働きかけを行うことは困難です。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072</p> <p>ファックス：06-6202-6962</p>

番号	30.
項目	<p>いわゆる「読書バリアフリー法」の趣旨を尊重し、日常生活用具の視覚障害者用ポータブルレコーダー支給の障害等級制限を撤廃して、希望するすべての視覚障害者に支給してください。また、点字図書価格差保障制度を見直し、障害の程度および読書形態を配慮して、拡大図書や録音図書も対象としてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>日常生活用具は、障がいにより生じる日常生活上の困難や支障を軽減・解消することを目的として給付しており、それぞれの用具の必要性をふまえて支給要件を設定しています。</p> <p>視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、別の日常生活用具である視覚障がい者用拡大読書器（等級に関わりなく視覚障がいのある方を対象として給付）を用いても、視覚からの情報を得ることができない方の情報収集を補完することを目的としているため、重度の視覚障がい（2級以上）の方を対象とさせていただきます。</p> <p>また、点字図書購入時の一般図書との差額給付については、日常生活に必要な図書からの情報を得る場合、一般図書よりも高額な点字図書を購入する必要があることから、一般図書との差額分を助成する制度としています。</p> <p>今般のご要望をはじめ、点字図書給付事業に係る課題につきましては、事業の趣旨をふまえながら、他都市調査や専門家からの意見聴取等を行い、引き続き必要な見直し等について検討してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986 ファックス：06-6202-6962</p>

番号	31. ①②③
項目	<p>①平成6年度に厚生省が出した通達に従い、点字使用の視覚障害妊婦に対し「点字版母子保健マニュアル」を無料配布してください。また、市内での配布の実態を調査・把握の上公表してください。</p> <p>②点字を利用しない視覚障害妊婦に対し、厚労省が令和元年12月4日に通知した「マルチメディアデイジー版」や母子健康手帳の「拡大文字版」を無料で配布してください。その際、妊婦本人が記録できるように「テキストデータ」や録音用CD-Rを配付してください。</p> <p>③覚障害妊婦に対して、通常母子手帳とともに「点字版」や「マルチメディアデイジー版」があることを市民に知らせるため、市内で発行する「お知らせ」等に掲載したり、マスコミ等を活用し啓発してください。特に、医療機関や保健所等に対する啓発を強めてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>① 令和2年度版の点字版母子健康手帳を、今年度購入しましたので、各区の窓口にて希望する対象者の方に配付してまいります。</p> <p>②③ 「点字版」、「マルチメディアデイジー版」につきましては、現在も各区の妊婦面接等では、対象者の方に周知しているところでありますが、今後も引き続き、広く対象者に対し周知できるよう、啓発について検討してまいります。</p> <p>また、本市の現行の制度として、障がいの程度に応じて、視覚がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用拡大読書器などの日常生活用具の給付をしておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。</p>	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9996

番号	32.
項目	<p>視覚障害者あはき師の就労機会を脅かす晴眼者の養成施設の新設・定員増については、認可しないよう国に働きかけてください。とりわけ、平成医療学園のあんま・マッサージ・指圧科新設申請については、引き続きあはき法19条の趣旨に基づき認可しないよう国に働きかけてください。また、新型コロナウイルスの感染拡大にともない、視覚障害者あはき師の生活がいつそう困難となっていることについて、大阪市として実態把握に努めるとともに、視覚障害者が就労による自立生活を送れるよう必要な施策を講じてください。例えば大阪市としてヘルスキーパーを採用することや、多くの市町村で実施されている高齢者に対する「あはきクーポン券」の交付事業などのように、具体的な施策を講じてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市障がい者就業・生活支援センターでは、相談者の方が就労へとつながるよう、視覚障がい者の方はもちろんのこと、障がいの特性やそれぞれの障がいの状態に即し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うよう努めております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、障がいのある方の就業環境は、厳しい状況となっております。本市といたしましても、国の各種支援策の周知等に努めるとともに、障がいのある方が安定した職業生活を送るため、引き続き、働く方の障がい特性や状況に応じた多様な就業支援について、取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072 ファックス：06-6202-6962</p>

番号	33.
項目	<p>2020年10月から始まる「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を大阪市として実施するとともに、民間企業に雇用されている視覚障害者が通勤時に同行援護事業と同等のサービスを受けられるよう、大阪市の独自制度を整備してください。また、あはき治療院を営む視覚障害自営業者が出張治療の際の移動支援やカルテ管理、保険請求などの業務をおこなうにあたっての支援を受けられるよう、大阪市として職場介助者助成制度と同等のサービスを整備してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>国が障がい者の就労支援のために令和2年10月から開始する「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」は、通勤や職場における支援に取り組む意欲的な企業や自治体を支援するため、雇用施策と福祉施策が連携し、企業が障がい者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障がい者等が自営業者として働く場合で、自治体が必要と認めた場合に支援するものです。</p> <p>令和2年度より大阪府と連携して大阪市と堺市で試行実施している「重度障がい者の就業支援事業」と国事業は同行援護サービス利用者など対象者の範囲が異なるため、現在その整合性等について府市にて精査し、検討しているところです。</p> <p>今後、視覚障がいのある方々の就労支援のニーズに応えることができるよう、制度の見直しを円滑に進めるとともに、障がい者に対する就労支援のための所要の事項について、今後も積極的に国に対して働きかけを行ってまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 ファックス：06-6202-6962</p>